

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十一年十二月十八日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第六十三号

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行

期日を定める規則

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十一年佐賀県条例第五十六号）の施行期日は、平成二十一年十二月十八日とする。